

## 研究データの保存に関するガイドライン

平成29年3月24日

教育研究評議会承認

### (目的)

1. このガイドラインは、国立大学法人和歌山大学研究活動の不正行為防止等規程第3条第4項に基づき、研究活動により作成・取得した研究データの対象、保存方法、及び保存期間の基準を定めることを目的とする。

### (定義)

2. このガイドラインにおいて「研究データ」とは、本学の研究者等の研究活動の結果生じ、かつ論文ならびに報告等の形でおこなった成果発表のもとになる情報やデータ（実験ノート、文書、数値データ、画像）等（以下「研究資料」という。）及び実験試料や実験装置、標本、作品（模型）等（以下「有体物（もの）」という。）をいう。

### (保存の原則)

3. 研究データの保存は、それらを生み出した研究者等自身が責任をもって保存・管理しなければならない。
4. 研究者等は、自らが論文または報告等の形で発表した研究成果に対し、後日不正が指摘された際に第三者の検証に対応可能な状態で、研究データを適切に保存しなければならない。
5. 研究データの保存は原則として、後日の利用・参照が可能となるよう、検証・追跡が担保できるよう、一次データ（あるいはそれに準ずるデータ）の事後の改変を許さない適正な形で保存しなければならない。

### (保管期間)

6. 研究資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後（起点は、論文が掲載された年月日とする。以下同じ）10年間とする。電子データについては、一次データの整理・保存と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存すること。
7. 有体物（もの）については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存が本質的に困難な不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等や、保存に多大な費用や高度な設備を要するものについては、この限りではない。

### (研究者等の異動・退職時の取扱)

8. 研究室主宰者は、自らの研究グループの研究者等の異動、転出及び退職に際して、当該研究者等の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップを取って保存す

る、ないしは、所在を確認して追跡可能としておく等、適切な処置を講ずる。

9. 研究室主宰者の異動・転出や退職に際して、学長は前項に準じた処置を講ずる。

(その他)

10. 研究データのうち、社会調査、個人データ等の倫理上の配慮が必要なもの、知的財産権が関係するもの、及びその他に法的規定等により保存方法ならびに保存期間が定められているものについては、その規定等に従うものとする。

11. 研究データのうち、プロジェクトや共同研究等で得られたデータあるいは外部から受領したデータについて、契約等により別途定めがある場合はそれに従うものとする。

12. その他の研究データの保存については、必要に応じて各学部又は機構の附属機関が定めるものとする。

(実施)

13. このガイドラインは、平成29年4月1日から実施する。